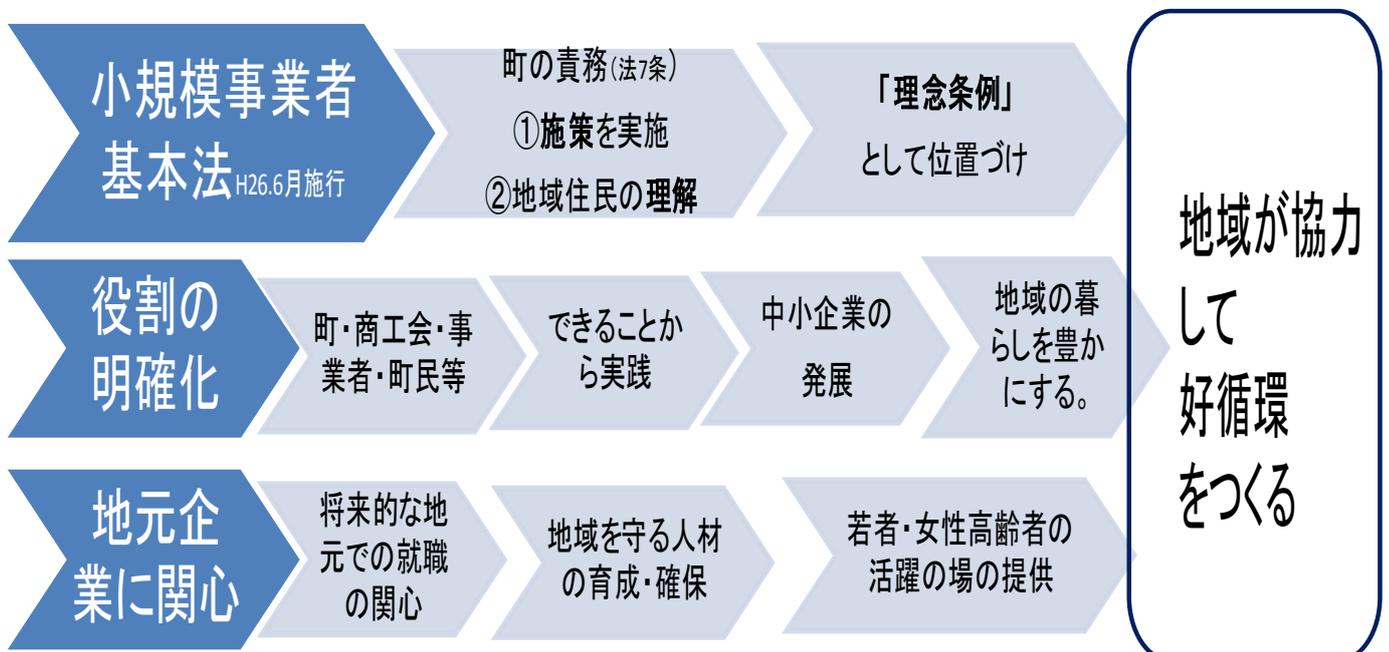


# 北栄町中小企業・小規模企業振興基本条例

## 1 概要説明

現在、北栄町では、少子高齢化、若者の定着率と人口の減少、地域経済の縮小等の課題を抱えています。中小企業振興に係る法律の改正及び地方創生を推進する立場から、本町の事業者の大多数を占める中小企業・小規模企業の活力を支援する取り組みを、事業者、町民、町、支援団体、金融機関及び教育機関が、それぞれの役割を明確にしながら、協働し、推進していく必要があります。中小企業・小規模企業の支援の方針、役割等を明確し、中小企業・小規模企業振興基本条例を「理念条例」と位置づけ、中小企業が雇用、地域を守る人材の育成と確保、事業活動を通じて歴史、文化を育む担い手として地域に貢献していることを地域全体で理解しながら、互いに支え合い、安心して豊かに暮らせるまちとして発展するため、条例を制定しました。



## 2 条例の主な特徴

### ① 災害に強いまちづくり

鳥取県中部地震の経験を踏まえ、中小企業が災害に強いまちづくりに果たす役割を認識し、事業者、町、町民が互いに協力し、安心して暮らせる社会へつなげることを定めています。

【第3条 基本理念、第7条 中小企業・小規模企業の役割、  
第13条 町民の理解と協力】

### ② 働きやすい職場づくり

事業者は、ワークライフバランスに配慮し、男女並びに障がい者を含めたすべての人が健康で、共に働きやすい職場づくりと雇用の促進に努めることを定めています。

【第7条 中小企業・小規模企業の役割】

### ③ 教育機関における職業観、勤労観の醸成

若年層の方が、地域の職場に興味をもつことにより、将来の地域での就職につなげていただくとともに、働くことを通じて地域に貢献していくことの大切さを理解していただけるよう取り組むことを教育機関の役割として決めました。

【第10条 教育機関の役割】

## スケジュール等

- ・平成29年11月29日  
第1回 中小企業・小規模企業振興基本条例検討委員会開催
- ・平成29年12月19日  
第2回 中小企業・小規模企業振興基本条例検討委員会開催
- ・平成29年12月28日から平成30年1月17日まで  
パブリックコメント(意見募集)
- ・平成30年1月23日  
第3回 中小企業・小規模企業振興基本条例検討委員会
- ・平成30年3月19日  
3月定例議会にて条例可決
- ・平成30年4月1日  
条例施行

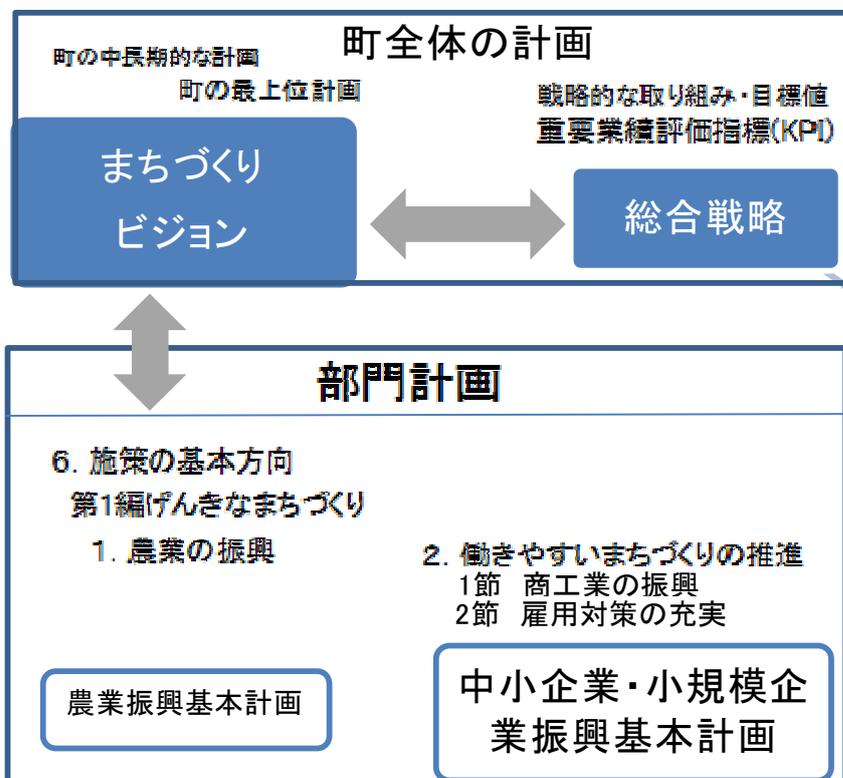
3 その他

・平成 30 年度

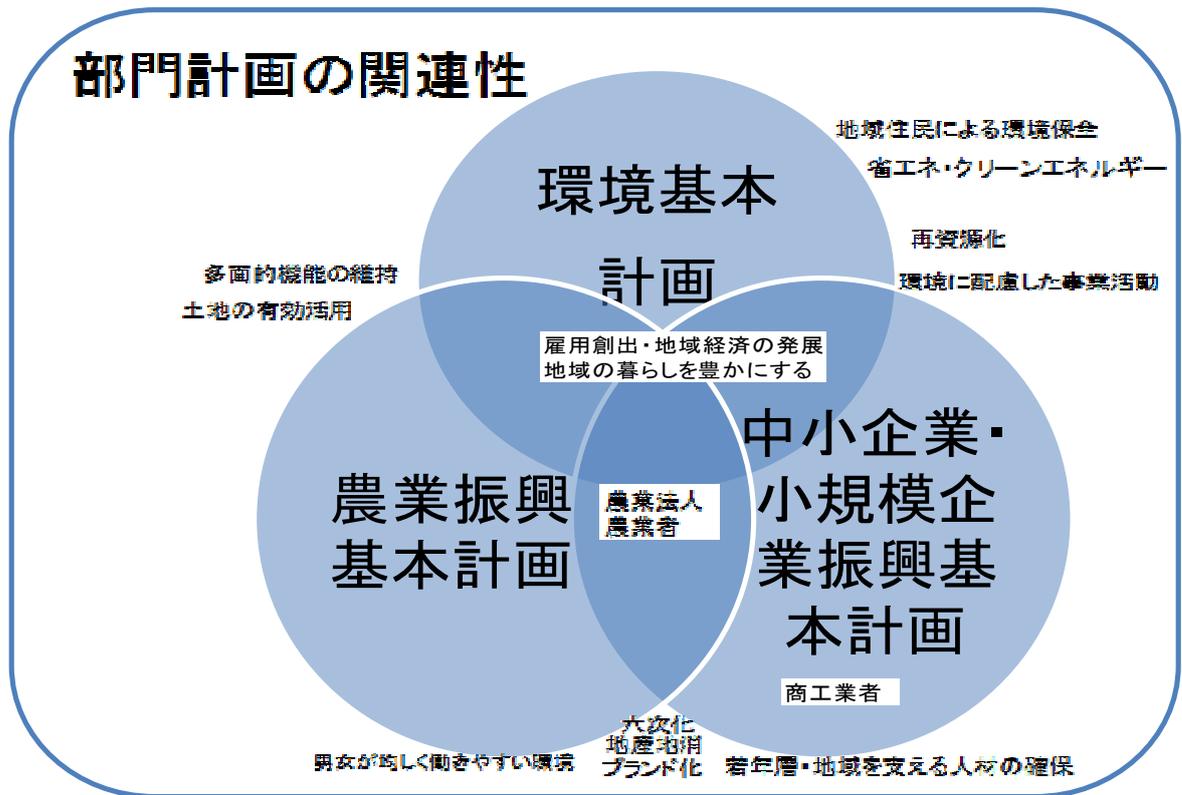
中小企業・小規模企業振興基本計画の検討（予定）

条例制定後、基本条例をより実効性のあるものとするため、北栄町まちづくりビジョンと整合を図りながら、**基本計画**を策定する予定です。

【参考：計画について】



【参考：計画について】



○北栄町の重点的な取り組みの1つである環境に対する配慮については、「北栄町環境基本条例」及び「環境基本計画」に従って取り組みます。

○中小企業基本条例では中小企業の定義として「中小企業基本法に規定する事業者」としており、農林漁業も該当となります。

## 北栄町条例第3号

### 北栄町中小企業・小規模企業振興基本条例

北栄町は、鳥取県の中央に位置し、北には日本海に面した白砂青松の景色が広がる北条砂丘、南には肥沃な黒ぼく土の丘陵地帯が広がり、豊かな自然を活かして、農業を中心として先人たちが巧みに産業を育んできました。平成の合併により、旧大栄町と旧北条町の人、もの、情報、歴史、文化を調和させながら、まちづくりに取り組んできたところですが、平成28年10月21日に発生した鳥取県中部地震では、住民、行政だけでなく、地元企業の人員・技術・機械・資材の供給等の献身的な協力により、厳しい局面を乗り越えました。災害に強いまちづくりをすすめる、優れた技術、技能、文化を次世代に引き継ぐためには、地域活性化の下支えをしている本町の事業所の大多数を占める中小企業・小規模企業を地域全体で発展させていくことが改めて重要となっています。一方、社会情勢の急激な変化により、少子高齢化、若者の定着率と人口の減少、地域経済の縮小という地域の課題を抱える中で、中小企業振興に係る法律の改正及び地方創生を推進する立場から、中小企業・小規模企業の活力を支援する取り組みを、事業者、町民、町、支援団体、金融機関及び教育機関がそれぞれの役割を明確にしながら、協働し、推進していかなければなりません。このため、本町では中小企業・小規模企業の支援の方針、役割等を明確にすることを目的に、中小企業が雇用、地域を守る人材の確保、事業活動を通じて地域の歴史、伝統文化及び文化を育む地域社会の担い手として貢献していることを全体で理解しながら、互いに支え合い、安心して豊かに暮らせるまちとして発展するため、この条例を制定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業が北栄町における経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関し、基本理念を定め、町の責務、事業者及び商工会の役割等を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、中小企業・小規模企業の成長発展及びその事業の持続的発展並びに地域経済の活性化を図り、もって町民の生活の向上に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する事業者であって、北栄町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する事業者で

あって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(3) 大企業とは、中小企業及び小規模企業（以下「中小企業・小規模企業」という。）以外の事業者で、町内に事業所を有するものをいう。

(4) 商工会とは、商工会法（昭和 35 年法律第 89 号）の規定に基づく商工会であって、町内に事務所を有する「北栄町商工会」をいう。

(5) 支援団体とは、商工会、中小企業団体中央会その他中小企業・小規模企業の支援を行う団体で、町内において活動する団体をいう。

(6) 金融機関とは、銀行、信用金庫、その他金融業を行うもの及び信用保証協会が町内に所在するもの又は町内で事業活動を行うものをいう。

(7) 教育機関とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校その他職業に必要な能力を養成することを目的とする機関で町内に所在する機関又は町内で研究等を行う機関とする。

(基本理念)

第 3 条 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業が地域の経済、雇用、歴史、文化及び災害時の対応を含めた安心して暮らせる社会を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本的認識の下、中小企業・小規模企業の自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、国、県その他関係機関との連携を図り、中小企業・小規模企業の成長発展及びその持続的発展が図られることを旨として推進することを基本とする。

(基本計画の策定)

第 4 条 町は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中小企業・小規模企業振興基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 町は、基本計画を定めるにあたり、あらかじめ、中小企業・小規模企業の意見及び商工会の経営発達支援計画を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 町は、中小企業・小規模企業をめぐる情勢の変化を勘案し、及び中小企業・小規模企業の振興に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、3 年ごとに基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

4 第 2 項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(基本的施策)

第 5 条 第 1 条の目的を達成するため、第 3 条の基本理念に基づく基本的施策は、次のとおりとする。

(1) 中小企業・小規模企業の経営の安定及び革新に関する施策

(2) 中小企業・小規模企業の経営基盤の整備に関する施策

(3) 中小企業・小規模企業の受注機会の拡大・市場開拓に関する施策

(4) 中小企業・小規模企業の人材育成・確保及び雇用の促進・安定に関

する施策

- (5) 中小企業・小規模企業の働きやすい職場づくりに関する施策
- (6) 中小企業・小規模企業の事業承継の促進に関する施策
- (7) 新事業の創出及び起業支援に関する施策
- (8) 中小企業・小規模企業の資金調達の円滑化に関する施策
- (9) 中小企業・小規模企業に対する支援・連携ネットワークの構築
- (10) 中小企業・小規模企業に関する情報の収集及び提供
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める施策

(町の責務)

第6条 町は、第3条に定める基本理念に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。

- 2 町は、中小企業・小規模企業が豊かな地域社会づくりへの貢献や地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与していることについて、住民への理解を深めるよう努めなければならない。
- 3 町は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、公正な競争性を確保しつつ、予算の適切な執行に留意しながら、中小企業・小規模企業をはじめとする町内事業者の受注機会の増大に努めなければならない。
- 4 町は、施策の推進にあたり、経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業の事情に配慮するよう努めるものとする。

(中小企業・小規模企業の役割)

第7条 中小企業・小規模企業は、経済的社会的環境変化に応じて、自らの経営基盤の強化、経営革新等に努めるものとする。

- 2 中小企業・小規模企業は、商工会をはじめとする支援団体への加入に努めるものとする。
- 3 中小企業・小規模企業は、地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図り、安心して暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。
- 4 中小企業・小規模企業は、環境に配慮した事業活動を行うとともに、災害発生時には町及び町民と互いに協力することとし、安心して暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。
- 5 中小企業・小規模企業は、子育て及び介護支援等に配慮したワークライフバランスに関する取組みを行い、男女並びに障がい者を含めたすべての人がお互いを尊重し、共に働きやすい職場の環境づくりと雇用の促進に努めるものとする。
- 6 中小企業・小規模企業は、従業員の心身の健康が、生産性・創造性・継続性及び企業イメージの向上に重要な役割を担っていることを認識し、企業を支える従業員の健康づくりが効率的に実践される健康経営に努めるものとする。

(商工会の役割)

第8条 商工会は、中小企業・小規模企業の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、町が行う中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。

2 商工会は、国、県、町その他関係機関と連携し、中小企業・小規模企業に対するきめ細かな支援を行うよう努めるものとする。

(支援団体の役割)

第9条 支援団体は、中小企業・小規模企業の実態を把握し、専門性を活かし、情報提供や提案を行いながら、事業者の生産性の向上、技術力の確保、取引の拡大に向けた支援、人材育成及び確保に向けた取り組み等を行い、中小企業・小規模企業の振興に努めるものとする。

(金融機関の役割)

第10条 金融機関は、中小企業・小規模企業に適した資金供給、経営相談、有用な情報の提供等の支援を行うことにより、中小企業の発展に協力するよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第11条 教育機関は、職場体験、職業に関する理解を深める学習等を通して、健全な職業観及び勤労観の醸成に努めるものとする。

2 教育機関は、町が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業及び大規模小売店舗設置者等の役割)

第12条 大企業及び大規模小売店舗設置者等は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、次に掲げる事項に努めるものとする。

(1) 地域社会を構成する一員としての社会的責任及び影響を自覚することはもとより、中小企業・小規模企業が自らの事業活動の維持及び発展に欠くことのできない重要な存在であることを認識し、中小企業・小規模企業との連携及び協力に努めるものとする。

(2) 中小企業・小規模企業の振興が地域経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、町が行う中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(3) 町内において生産、製造又は加工された産品を積極的に取り扱い、及び町内で提供されるサービス等の積極的な利用に努めるものとする。

(4) 商工会をはじめとする支援団体に加入するとともに、地域との共存共栄を図り、地域に貢献する活動を行うよう努めるものとする。

(商工業者と観光関係者、農業者等との連携)

第13条 町は、商工業の経営の向上を図るため、観光関係者並びに農業者等との有機的な連携を促進するものとする。

(町民の理解と協力)

第14条 町民は、中小企業・小規模企業の振興が地域経済の基盤形成、雇用環境の整備、歴史、文化及び災害時の協力等の町民の生活の向上において重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業・小規模企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

2 町民は、町内において生産され、製造され、又は加工される産品及び提供されるサービスを利用するよう努めるものとする。

(施策の実施状況の検証・公表)

第15条 町は、毎年度、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施状況の検証、評価を行い、公表するものとする。

2 町は、前項の検証にあたっては、中小企業・小規模企業、商工会その他関係機関の意見を聴くものとする。

(財政上の措置)

第16条 町は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政措置を講ずるものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 逐条解説

### 北栄町中小企業・小規模企業振興基本条例

北栄町は、鳥取県の中央に位置し、北には日本海に面した白砂青松の景色が広がる北条砂丘、南には肥沃な黒ぼく土の丘陵地帯が広がり、豊かな自然を活かして、農業を中心として先人たちが巧みに産業を育んできました。平成の合併により、旧大栄町と旧北条町の人、もの、情報、歴史、文化を調和させながら、まちづくりに取り組んできたところですが、平成28年10月21日に発生した鳥取県中部地震では、住民、行政だけでなく、地元企業の人員・技術・機械・資材の供給等の献身的な協力により、厳しい局面を乗り越えました。災害に強いまちづくりをすすめる、優れた技術、技能、文化を次世代に引き継ぐためには、地域活性化の下支えをしている本町の事業所の大多数を占める中小企業・小規模企業を地域全体で発展させていくことが改めて重要となっています。一方、社会情勢の急激な変化により、少子高齢化、若者の定着率と人口の減少、地域経済の縮小という地域の課題を抱える中で、中小企業振興に係る法律の改正及び地方創生を推進する立場から、中小企業・小規模企業の活力を支援する取り組みを、事業者、町民、町、支援団体、金融機関及び教育機関がそれぞれの役割を明確にしながら、協働し、推進していかなければなりません。このため、本町では中小企業・小規模企業の支援の方針、役割等を明確にすることを目的に、中小企業が雇用、地域を守る人材の確保、事業活動を通じて地域の歴史、伝統文化及び文化を育む地域社会の担い手として貢献していることを全体で理解しながら、互いに支え合い、安心して豊かに暮らせるまちとして発展するため、この条例を制定する。

#### 【説明】

本条例を制定する背景について説明しています。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業が北栄町における経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関し、基本理念を定め、町の責務、事業者及び商工会の役割等を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、中小企業・小規模企業の成長発展及びその事業の持続的発展並びに地域経済の活性化を図り、もって町民の生活の向上に寄与することを目的とする。

【説明】

この条項では、条例制定の趣旨及び目的について定めます。

この条例は、中小企業・小規模企業振興の必要性を宣言し、町、事業者、商工会等の役割を明確にするるとともに、振興施策を計画的に推進することにより、地域経済の発展、雇用の創出を図り、町民が豊かで暮らしやすいまちの実現へつなげることを目的とすることを明記しました。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する事業者であって、北栄町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する事業者であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 大企業とは、中小企業及び小規模企業（以下「中小企業・小規模企業」という。）以外の事業者で、町内に事業所を有するものをいう。
- (4) 商工会とは、商工会法（昭和35年法律第89号）の規定に基づく商工会であって、町内に事務所を有する「北栄町商工会」をいう。
- (5) 支援団体とは、商工会、中小企業団体中央会その他中小企業・小規模企業の支援を行う団体で、町内において活動する団体をいう。
- (6) 金融機関とは、銀行、信用金庫、その他金融業を行うもの及び信用保証協会が町内に所在するもの又は町内で事業活動を行うものをいう。
- (7) 教育機関とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他職業に必要な能力を養成することを目的とする機関で町内に所在する機関又は町内で研究等を行う機関とする。

**【説明】**

この条例に使用している用語のうち、その意味を明確にしておく必要があるものについて説明します。

**【中小企業の定義】 中小企業基本法第2条**

業種	中小企業者 (以下のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額 又は出資の総額	常時使用 する従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、 運輸業 その他の業 種(②～④を除く)	3億以下	300人以下	20人以下
②卸売業	2億以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万以下		
④小売業			50人以下

**【資料】中小企業白書2016**

企業数	中小企業			
	企業数	構成比%	うち小規模企業	
全国	3,809,228	99.7%	3,252,254	85.1%
鳥取県	17,118	99.9%	14,709	85.8%

従業員数	中小企業			
	企業数	構成比%	うち小規模企業	
全国	33,609,810	70.1%	11,268,566	23.5%
鳥取県	134,974	95.7%	50,336	35.7%

《参考法令》

商工会法

第3条 商工会は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的とする。

学校教育法

第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

(基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業が地域の経済、雇用、歴史、文化及び災害時の対応を含めた安心して暮らせる社会を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本的認識の下、中小企業・小規模企業の自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、国、県その他関係機関との連携を図り、中小企業・小規模企業の成長発展及びその持続的発展が図られることを旨として推進することを基本とする

【説明】

この条項では、条例で定める中小企業振興の基本的な考え方を定めています。

- 経済の発展・雇用・歴史・文化・災害時の対応を含めた安心して暮らせる社会の構築に重要な役割を担うものであること。
- 中小企業者の工夫、自主的な努力を尊重し、助長するものであること。
- 関係機関との連携で推進するものであること。

以上を中小企業・小規模企業の振興を図るうえで、欠かすことができない基本的な考え方として明記しました。

《参考法令》

中小企業基本法 第7条

中小企業者は、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営及び取引条件の向上を図るよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第4条 町は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中小企業・小規模企業振興基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 町は、基本計画を定めるにあたり、あらかじめ、中小企業・小規模企業の意見及び商工会の経営発達支援計画を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 町は、中小企業・小規模企業をめぐる情勢の変化を勘案し、及び中小企業・小規模企業の振興に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、3年ごとに基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

4 第2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

【説明】

町は中小企業の振興施策の計画的な推進のため、基本計画を策定します。計画あたっては、中小企業・小規模企業の実態を把握するため、中小企業、商工会をはじめとする関係者の意見を広く聴く機会を設けるものとする。計画については3年ごとに検討し、必要があると認めるときは変更を行います。

◆用語：経営発達支援計画

小規模事業者の経営改善の支援するため、需要開拓や経営継承等の課題に対し、事業計画の策定・着実な実施等を事業者に寄り添って支援する体制や能力を整えた商工会の支援計画

(小規模事業者支援法に基づく支援計画)

《参考法令》

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律

(小規模事業者支援法)

第1条 この法律は、商工会及び商工会議所がその機能を活用して小規模事業者の経営の改善発達を支援するための措置を講ずることにより、小規模事業者の経営基盤の充実を図り、もって国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。

(基本的施策)

第5条 第1条の目的を達成するため、第3条の基本理念に基づく基本的施策は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業・小規模企業の経営の安定及び革新に関する施策
- (2) 中小企業・小規模企業の経営基盤の整備に関する施策
- (3) 中小企業・小規模企業の受注機会の拡大・市場開拓に関する施策
- (4) 中小企業・小規模企業の人材育成・確保及び雇用の促進・安定に関する施策
- (5) 中小企業・小規模企業の働きやすい職場づくりに関する施策
- (6) 中小企業・小規模企業の事業承継の促進に関する施策
- (7) 新事業の創出及び起業支援に関する施策
- (8) 中小企業・小規模企業の資金調達の円滑化に関する施策
- (9) 中小企業・小規模企業に対する支援・連携ネットワークの構築
- (10) 中小企業・小規模企業に関する情報の収集及び提供
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める施策

【説明】

中小企業・小規模企業の基本的施策の内容を明らかにし、町は関係機関と連携しながら、必要な施策を行います。

(町の責務)

第6条 町は、第3条に定める基本理念に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。

- 2 町は、中小企業・小規模企業が豊かな地域社会づくりへの貢献や地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与していることについて、住民への理解を深めるよう努めなければならない。
- 3 町は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、公正な競争性を確保しつつ、予算の適切な執行に留意しながら、中小企業・小規模企業をはじめとする町内事業者の受注機会の増大に努めなければならない。
- 4 町は、施策の推進にあたり、経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業の事情に配慮するよう努めるものとする。

この条項では、「町の責務」について定めています。この条例における町の役割は非常に重要であるため「責務」として決めました。

第1項では、施策について総合的、計画的に策定して取り組むことを決めました。

第2項では、中小企業・小規模企業の事業活動が、ヒト（個人の能力の発揮の場）、モノ（商品、サービスの提供）、お金（生活の向上）の交流・創出に大きな役割を担っていることについて、広報等により、住民に理解を促すことを決めました。

第3項では、町内事業者の受注機会を確保することにより、行政として町内事業者の成長、経営の改善・安定、雇用の確保に取り組むことを決めました。

第4項では、経営資源（人員、設備、資本、技術、情報、信用力、経験の確保等）が比較的難しい小規模企業の事情に配慮することを決めました。

#### 《参考法令》

##### 小規模企業者基本法

第7条 地方公共団体は、基本原則にのっとり、小規模企業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、小規模企業が地域経済の活性化並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する事業活動を通じ自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献していることについて、地域住民の理解を深めるよう努めなければならない。

##### (中小企業・小規模企業の役割)

第7条 中小企業・小規模企業は、経済的社会的環境変化に応じて、自らの経営基盤の強化、経営革新等に努めるものとする。

2 中小企業・小規模企業は、商工会をはじめとする支援団体への加入に努めるものとする。

3 中小企業・小規模企業は、地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図り、安心して暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

4 中小企業・小規模企業は、環境に配慮した事業活動を行うとともに、災害発生時には町及び町民と互いに協力することとし、安心して暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

5 中小企業・小規模企業は、子育て及び介護支援等に配慮したワークライフ

バランスに関する取組みを行い、男女並びに障がい者を含めたすべての人がお互いを尊重し、共に働きやすい職場の環境づくりと雇用の促進に努めるものとする。

6 中小企業・小規模企業は、従業員の心身の健康が、生産性・創造性・継続性及び企業イメージの向上に重要な役割を担っていることを認識し、企業を支える従業員の健康づくりが効率的に実践される健康経営に努めるものとする。

#### 【説明】

この条項では、中小企業・小規模企業の努力について定めています。

第1項では、中小企業基本法の定めに準じて、中小企業が自らの努力で取り組むべき事項を定めました。

第2項 中小企業・小規模企業が商工会をはじめとする支援団体に加入することにより、簿記・経理に係る知識の蓄積、国・県・町・関係機関の多様な制度の情報収集、経営・販路拡大について相談を受けながら経営の安定を図るとともに、会員同士の情報交換・受注の増加・協力体制の強化の促進を目的として定めました。また、企業単独ではなく、団体での活動を通じた地域貢献を行うことで、町民の企業活動に対する理解、協力がより深まるものと考えます。

第3項では、中小企業・小規模企業が、企業の利益だけを優先するのではなく、住民との連携を図りながら、お互いが協力・調和して地域に貢献するよう定めました。

第4項では、町が取り組んでいる環境への配慮と、地震・豪雪等の災害発生時に人員・技術・機械・資材調達等に大きな役割を果たしている中小企業・小規模企業の協力について定めました。

第5項では、少子高齢化の中で、労働人口の減少が懸念される中で、すべての人が働きやすい職場をつくることで、町内へのIJUターンの促進と地域を守る人材の確保を目的として定めました。

第6項では、従業員の健康に配慮することにより、医療費のみならず、経験・技術ある人材の確保、生産性の向上等のあらゆる面で企業の活性化につながるため健康経営について定めました。

(商工会の役割)

第8条 商工会は、中小企業・小規模企業の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、町が行う中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。

2 商工会は、国、県、町その他関係機関と連携し、中小企業・小規模企業に対するきめ細かな支援を行うよう努めるものとする。

【説明】

この条項では商工会の役割について定めています。

商工会については法律にも定めがあるところですが、特にきめ細かな支援を行い、経営の向上及び改善に積極的に取り組み、町に協力して中小企業・小規模企業の振興施策に取り組むことを決めました。

(支援団体の役割)

第9条 支援団体は、中小企業・小規模企業の実態を把握し、専門性を活かし、情報提供や提案を行いながら、事業者の生産性の向上、技術力の確保、取引の拡大に向けた支援、人材育成及び確保に向けた取り組み等を行い、中小企業・小規模企業の振興に努めるものとする。

【説明】

この条項では支援団体の役割について定めています。支援団体とは、商工会、中小企業団体中央会、中小企業組合、関係産業団体、士業団体等を含め、できるだけ広義にとらえ、幅広い視点から、現状の課題を解決し、企業の競争力の強化に向けた情報提供、経営支援に取り組むことを決めました。

《参考法令》

中小企業団体の組織に関する法律

第1条 この法律は、中小企業者その他の者が協同して経済事業を行うために必要な組織又は中小企業者とその営む事業の改善発達を図るために必要な組織を設けることができるようにすることにより、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もって国民経済の健全な発達に資することを目的とする。

鳥取県産業振興条例

第2条 2項 この条例において「支援団体」とは、県内に主たる事務所を有する商工会議所、商工会連合会、農業協同組合その他特別の法律により設立された組合その他の事業者の事業活動を支援する団体をいう。

(金融機関の役割)

第10条 金融機関は、中小企業・小規模企業に適した資金供給、経営相談、有用な情報の提供等の支援を行うことにより、中小企業の発展に協力するよう努めるものとする。

【説明】

金融機関は、資金面だけでなく、関連するネットワークを活用した様々な支援ができる重要な機関であり、中小企業・小規模企業の発展に協力することを定めました。

(教育機関の役割)

第11条 教育機関は、職場体験、職業に関する理解を深める学習等を通して、健全な職業観及び勤労観の醸成に努めるものとする。

2 教育機関は、町が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

若年層の方が、地域の職場に興味をもつことにより、将来の地域での就職につなげていただくとともに、働くことを通じて地域に貢献していくことの大切さを理解していただけるよう取り組むことを教育機関の役割として定めました。

(大企業及び大規模小売店舗設置者等の役割)

第12条 大企業及び大規模小売店舗設置者等は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、次に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 地域社会を構成する一員としての社会的責任及び影響を自覚することはもとより、中小企業・小規模企業が自らの事業活動の維持及び発展に欠くことのできない重要な存在であることを認識し、中小企業・小規模企業との連携及び協力に努めるものとする。
- (2) 中小企業・小規模企業の振興が地域経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、町が行う中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- (3) 町内において生産、製造又は加工された産品を積極的に取り扱い、及び町内で提供されるサービス等の積極的な利用に努めるものとする。
- (4) 商工会をはじめとする支援団体に加入するとともに、地域との共存共栄を図り、地域に貢献する活動を行うよう努めるものとする。

【説明】

この条項では、大企業に求める役割について定めています。

町内だけでなく、県内は全体的に大企業は少ないものの、地域経済において大きな影響力もつ大企業に対して、中小企業・小規模企業との連携・協力・町の施策への協力について定めました。中小企業基本法にも「中小企業に関する施策の実施について協力しなければならない。」の定めがあります。

《参考法令》

中小企業基本法

大企業

第7条3 中小企業者以外のものであって、その事業に関し中小企業と関係があるものは、国及び地方公共団体が行う中小企業に関する施策の実施について協力するようにしなければならない。

(商工業者と観光関係者、農業者等との連携)

第13条 町は、商工業の経営の向上を図るため、観光関係者並びに農業者等との有機的な連携を促進するものとする。

【説明】

農業や観光関係者との連携を密にすることにより賑わいと活力のあるまちづくりを行うとともに、各産業の成長により、町の新たな魅力を創出し、若者、女性、高齢者にも働きやすい雇用環境の整備に取り組みます。

(町民の理解と協力)

第14条 町民は、中小企業・小規模企業の振興が地域経済の基盤形成、雇用環境の整備、歴史、文化及び災害時の協力等の町民の生活の向上において重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業・小規模企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

2 町民は、町内において生産され、製造され、又は加工される产品及び提供されるサービスを利用するよう努めるものとする。

【説明】

この条項では、条例の有効性を確保するために不可欠な町民の理解と協力について定めています。町の雇用環境がよくなることで、町民の豊かな生活につながっていくことを理解し、少しずつであっても商品の購入やサービスの提供を受けることにより企業に関心をもつことが将来的に若者のUターン就職等につながり、地域を守る人材を確保することで地域の活性化となる好循環となることが期待されます。

(施策の実施状況の検証・公表)

第15条 町は、毎年度、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施状況の検証、評価を行い、公表するものとする。

2 町は、前項の検証にあたっては、中小企業・小規模企業、商工会その他関係機関の意見を聴くものとする。

【説明】

この条項では、施策の検証について定めています。

施策について、現状と課題を関係者から意見聴取し、PDCAのサイクルに基づく検証・改善を行い、振興施策の有効性を確保していくことが重要と考えています。

(財政上の措置)

第16条 町は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政措置を講ずるものとする。

【説明】

この条項では、町が施策を実施していくために必要な財政上の確保を町が責任を持って取り組むことを決めました。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

【説明】

委任の規定は、条例に規定している事項に関して、より詳細な内容を条例以外の規則や要綱等で定めるために、一般的に置かれるものです。